

Title	エリザベス治世期の治安判事(二) : ノーフォーク州を中心に
Sub Title	Justice of the peace in Norfolk in the reign of Elizabeth I (2)
Author	清水, 祐司(Shimizu, Yuji)
Publisher	三田史学会
Publication year	1979
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.49, No.2/3 (1979. 6) ,p.93(203)- 122(232)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19790600-0093">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19790600-0093</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## エリザベス治世期の治安判事(二)

——ノーフォーク州を中心に——

清水祐司

### 第二章 エリザベス治世期の地方

——ノーフォーク州の場合——

#### I

最初に、前章で述べたことを要約しておきたい。<sup>(1)</sup>

テューダー朝は、治安を担当する裁判官としてエドワード三世時代に発足した治安判事を中心に地方統治組織の充実に努めた。この結果テューダー朝の治安判事、特にエリザベス治世期の治安判事は著しく行政官の相貌を帯びるようになった。

地方統治に関する主要業務が治安判事に委ねられると、政策実施過程における治安判事の比重が増大し、彼らの掌

握が以前にもまして重要な課題となる。事実、エリザベス女王の政府はウィリアム・セシルが中心となり具体策を講じたのであった。

前章では、治安判事の任務を検討しつつ、政策実施過程において治安判事団が中枢を占めていた点を明らかにし、次に、治安判事制の機能向上のために政府が行なった治安判事団縮少の試みに触れたつもりである。

実際に治安判事の任命を担当し、これに責任を負うのは大法官であった。大法官はさまざまな情報を頼りに治安判事を任命したが、とりわけ年二回各地を巡回するアサイズ裁判官の情報は、その定期性の故に最も恒常的でフォーマ

ルな性格を有していた。主として、アサイズ裁判官の情報により治安判事を任命する方法は、治安判事団の規模が小さく、しかも治安判事（実務グループ *working group*）<sup>(2)</sup>がもっぱら州ジェントリー中のエリートから起用されていた時期には概ね有効であったと思われる。しかし、一方において治安判事の数が増加し他方において州ジェントリーの層が厚くなると、アサイズ裁判官が常に適切な情報を大法官に提供することは困難となった。この結果、エリザベス治世期のアサイズ裁判官は最もフォーマルな情報源としての地位を維持していたとはいえ、彼の情報は統監や主教のような官職保有者・聖職者からもたらされる情報としばしば比較された。しかも後者が重視されることも珍らしくな<sup>(3)</sup>かった。

無給の名望家職たる治安判事の任命に際して、中央は元来ある程度州の要望を考慮しなければならず、従って中央がインフォーマルな、私的情報に基づく任命を払拭することは不可能であった。ところが、このような事情に加えて、インフォーマルな情報に基づく任命を頻繁に生ぜしめアサ

イズ裁判官の発言力低下に拍車をかける特別な要因が、エリザベス治世期には存在した。それはエリザベス女王のパトロネジ政策及びこれに基づく彼女の派閥操縦策である。<sup>(4)</sup>パトロネジあるいは派閥操縦は、どの時代にも多少は見受けられる超歴史的現象であろう。けれども、エリザベス治世期にはそれが意識的に採用されて体制維持の有効な一手段と化していたため、同治世期の治安判事任命ルートはその影響を大きく被らざるをえなかったのである。

周知のようにイギリス絶対主義の特性として、エリザベス女王は常備軍と地方有給官僚制を欠いていた。だが——物理的強制力の欠如が直接脅威として現われるのは、広義のジェントリーに対して女王が求心力を失う時であり、女王が彼らの協力を期待できる限りこの弱点は糊塗しうる。つまり、女王の「絶対性」は彼らの「説得」に大きく依存していた。

広義のジェントリーを「説得」するための有効な手段、それはエリザベス女王が思いのままにできた貴族及びナイトの称号・官職・年金・王領地借地権・独占権等の賜与、

即ちパトロネジの分与である。しかも疎外者による反女王勢力の発生を防ぐため、女王はパトロネジの分配に際して可能な限り多数の懇請者が彼女の恩恵に浴するよう心掛け、宮廷内の特定人物もしくは特定派閥のみが潤う事態を避けようと努力した。<sup>(5)</sup>このようなパトロネジ分配とそれに基づき派閥操縦は女王にすこぶる有利に作用した。先ず、広義のジェントリーに対して女王あるいは宮廷が強力な求心力を発揮した。更に、宮廷内の特定派閥が他の派閥を凌駕することなく、派閥が互に勢力を相殺した結果、女王の自立性が確保されると同時に、均衡状態を破ろうとする諸派閥の領袖達がより篤い信任を求めて互に忠勤を競った。換言すると、周到なパトロネジ分配とそれに基づく派閥操縦により、先ず、宮廷はさまざまな利害・思想を包含しつつそれらに対してチェック・アンド・バランスの機能を果し、更に、宮廷内における派閥領袖間の対立は概ね個々の政策の推進のために女王の支持を得ようとする不連続な争いの次元に封じ込められてしまったのである。

女王がパトロネジを分与すると、今度は、女王の恩恵に

浴した者がその一部を友人・縁者・追従者のために利用して勢力拡大を目論むため、到る処に派閥が併存し、これらが縦横に結合し、ここに女王を最大パトロンとするパトロネジ・システムが生まれた。そしてこのパトロネジ・システムと接触できない者は、いみじくもウィリアム・セシルが息子ロバートに述べたように「支え木のないホップ (a hop without a pole)<sup>(6)</sup>も同然であり、世に埋れたまま生きる」<sup>(7)</sup>ほか仕方がなかったのである。

公私の観念と職務体系が充分に確立されていない事情と相伴って、こうした状況は無数の任命経路を生み出し、治安判事任命ルートの錯綜化を促した。しかもアサイズ裁判官の推薦の有無よりも、宮廷と地方におけるパトロネジの有無が任命の鍵となる場合が稀ではなかった。<sup>(8)</sup>

以上から、治安判事団の構成を検討する場合、我々は治安判事団に関する中央の意図と並んで、少なくとも、地方の政治状況も考慮しなければならないであろう。事実、治安判事団の構成は、(IIで明らかにするように)中央からのインパクト(治安判事団に関する中央の意図)と地方からの

インパクト(パトロネジを通じて吸い上げられる地方の政治状況)の複雑な相互作用の具体的結果として現われた。

ところで、いわゆるピューリタン革命の研究においては、一九六〇年以降「コミュニティと革命」という視角が強調されたために、一七紀前期の地方政治・地方行政に関する文献は多数存する。<sup>(9)</sup>しかし、エリザベス治世期の地方政治・地方行政に関する文献は現在のところ極めて僅かである。特に、中央と地方の相互関係を念頭に置きつつ治安判事を扱った研究が少なく、<sup>(10)</sup>私の知る限りではノーフォーク州に関するA・ハッセル・スミスの研究が唯一のものである。<sup>(11)</sup>それ故、次に我々も彼の研究に依拠しつつノーフォーク州を例に取り、治安判事任免における地方からのインパクトを具体的に眺めてみよう。

注

(1) 小論「エリザベス治世期の治安判事——ノーフォーク州を中心に——」は二回に分けて掲載されているため、ややもすると全体の構成が見失われる恐れがあると思われるので、一応次に目次を掲げておく。

第一章 エリザベス治世期における治安判事制度 (『史学』

第四八巻第三号、一九七七年所収)

第二章 エリザベス治世期の地方

——ノーフォーク州の場合——

第三章 エリザベス治世期の治安判事団

——J・H・グリーソンの研究を中心に——

(本号所収)

(2) 小論において、(州)ジェントリーとはナイト・エスワイア・ジェントルマンを指す。他方広義のジェントリーとは、'gentlemen of the greater sort' と呼ばれた貴族と(州)ジェントリーの両方、つまり当時の支配層全体を指す。

なお、広義のジェントリーの政治的機能については、W. T. MacCaffrey, 'England: The Crown and New Aristocracy, 1540-1600', *Past and Present*, No. 30, 1965 参照。

(3) J. S. Cockburn, *A History of English Assizes, 1558-1714*, Cambridge, 1972, p. 58 参照。

(4) 女王のパトロネジ及びそれに基づく派閥操縦の詳細については、J. E. Neale, 'The Elizabethan Political Scene', *Essays in Elizabethan History*, London, 1958, pp. 59-84; W. T. MacCaffrey, 'Place and Patronage in Elizabethan Politics', S. T. Bindoff, J. Hurstfield & C. H. Williams (eds.), *Elizabethan Government and Society*, London, 1961, pp. 95-126; A. G. R. Smith, *The Government of Elizabethan England*, London, 1967, pp. 57-69 参照。以下の叙述もこれらに依拠している。

(5) 但し、ウィリアム・セシルには女王の恩恵に浴した他の人々と同列には置けない面がある。彼は単に一派閥の領袖に留まらず、諸派閥の上に立つ調整者としての役割も果たしていた。女王の派閥操縦策が一五九〇年未迄概ね有効に機能しえたのは、セシルのこの役割に負うところが大きい。MacCaffrey, 'Patronage and Society in Elizabethan Politics', *Elizabethan Government and Society*, pp. 109-10.

(6) 「ポールを持たずに高跳をするようなもの」をも意味してらると思われぬ。

(7) F. Peck (ed.), *Desiderata Curiosa*, i, 1732, p. 66 (in J. Hurstfield, *The Queen's Wards: Wardship and Marriage under Elizabeth I*, 2nd edn., London 1973, p. 257).

(8) ジェイムズ一世治世期の初期に情報源をアサイズ裁判官一本に絞ろうとした大法官エジャトンの試みが、何よりもこの事実を裏つけている。Cockburn, op. cit., p. 159 参照。

(9) 膨大な文献のうち私が目を通したのは T. G. Barnes, *The Clerk of the Peace in Caroline Somerset*, Leicester, 1961; do., *Somerset 1625-1640: A County's Government during the 'Personal Rule'*, London, 1961; A. Everitt, *The Community of Kent and the Great Rebellion, 1640-60*, Leicester, 1960; do., *The Local Community and the Great Rebellion*, London, 1969; do., *Change in the Provinces: the Seventeenth Century*, Leicester, 1969; R. W.

エリザベス治世期の治安判事(後)

Ketton-Cremer, *Norfolk in the Civil War*, London, 1969; F. C. F. Forster, *The East Riding Justices of the Peace in the Seventeenth Century*, York, 1973; J. S. Morrill, *The Cheshire Grand Jury, 1625-1659: A Social and Administrative Study*, Leicester, 1961; do., *The Revolt of the Provinces: Conservatives and Radicals in the English Civil War, 1630-1650*, London, 1976 以下並ぶが「松」下京子「イギリス革命の地方史的研究——最近の研究動向——」『史論』一八(一九六七)及び Morrill, *The Revolt of the Provinces* から「主な研究のおおまかな内容は察知される。」

なお「地方史研究の成果を踏まえたうえで、ローリータン革命について総括を試みたものとして、わが国では今井宏「イギリス革命」(『岩波講座世界史15』一九六九)がある。

(10) 残念ながら J. Hurstfield, 'County Government, 1530-1660', *Victoria County History of Wiltshire*, V, 1957 もこの条件を満たしてはなからぬ。

(11) A. Hassell Smith, 'The Elizabethan Gentry of Norfolk: Office-Holding and Faction', London University PhD thesis, 1957; do., *County and Court: Government and Politics in Norfolk, 1558-1603*, Oxford, 1974.

II

王国第二の都市ノリッジを擁する富裕な州ノーフォクにおいて、<sup>(1)</sup> エリザベス治世初期に絶大な影響力を行使したのは在り地大貴族、第四代ノーフォク公爵トマス・ハワードであり、当然ながら彼の影響力は治安判事の選任にも反映されている。<sup>(2)</sup>

先ず、一五五八年から一五七二年の間に任命された三二名の治安判事のうち、少なくとも一七名が任命をノーフォク公のパトロネジに負っていたという事実が、彼の影響力を端的に表わしている。これら一七名の治安判事は公の友人・借地人等であり、全員が治安判事団において「必要員」(quorum)のタイトルを有していた。更に、四季法廷記録保管官(custos rotulorum)はこれら一七名の中から任命されている。<sup>(3)</sup>

ノーフォク公の影響力は、ノーフォクにおけるカトリック教徒治安判事の取り扱ひにも認められる。一五六四年、エリザベス女王の宗教政策に賛成・中立・敵対のいずれで

あるかを管区内の治安判事について調査報告するとともに、治安判事として適当と思われる者及び不適当と思われる者の氏名を通知するよう、枢密院はすべての主教に命じた。当時ノリッジ主教は、「メアリー朝の亡命者」ジョン・パークハーストである。パークハーストはノーフォク公及び彼と親密な関係にあった五名のナイトの助言に基づき、四名の治安判事が「噂によりますと、他の人々程〔女王の宗教政策に〕積極的姿勢を示していないように思われます。けれども、私はいかなる方法によりまして、彼らのいずれかが解任されるべきいかなる理由も見出しえませんが<sup>(4)</sup>」と報告した。パークハーストが助言を求めた相手がノーフォク公及び彼と親しいナイト達であった事実、更にノーフォク公の死後パークハーストがピューリタンを意識的にノーフォク治安判事団に送り込もうと奔走した事実は、一五六四年の報告に際してパークハーストがノーフォク公のパトロネジを無視できなかったことを物語っている。<sup>(5)</sup>

最後に、治安判事選任におけるノーフォク公の影響力の

大きさを示すものとして、彼の後楯が極めて安定していた事実を指摘しておきたい。追従者のパトロンのに対する依存は、決して彼が治安判事に任命された時点で終るものではなかった。パトロンのが官廷で絶えず彼の為に口利きをしなければ、彼は解任の憂き目を見る恐れがあった。この点で、ノーフォク公をパトロンとする者は概ね安心して居られたらしい。なぜならば、多くの場合、たとえ解任されても彼らは速やかに再任されたからである。<sup>(6)</sup>

世俗特権領を含む広大な所領を有し、当時イングランドで最も富裕な人物といわれたトマス・ハワードがノーフォクで絶大な影響力を行使していた間、ノーフォクはジェントリーの分裂を知らず、政治的に平穩であった。<sup>(7)</sup>しかし一五七二年六月に彼が反逆罪で処刑されると、情勢は急変する。ノーフォク公の死はノーフォクの政治に、いわば真空状態を生み出したのである。今や有力ジェントリーはノーフォク公に代る新しいパトロンの発見及び官廷との新しいコミュニケーション・ルートの<sup>(8)</sup>確立に狂奔すると同時に、同州における政治主導権をめぐって内訌を展開する。実際

エリザベス治世期の治安判事(後)。

のところ、ノーフォクでは一五七〇年代を境として彼らの対立を誘発する種々の具体的問題が生じたのであった。

ハッセル・スミスによると、ノーフォクの有力ジェントリーは主に(1)一五七〇年代初期から八〇年代中期にかけてはカトリック教徒とピューリタンの取り締りをめぐり、(2)八〇年代初期から九〇年代初期にかけては業務委任のパテン・ライセンスをめぐり、(3)九〇年代初期から一六〇〇年代初期にかけては州の軍事負担をめぐって対立したのであるが、ここでは(2)を取り上げたい。なぜならば、第一章で触れた治安判事団の規模縮少の試みと並んで、(2)こそが地方統治の実をあげようとする政府の対症療法の根幹を成していたからである。

「治安判事の行政は、すべての名望家行政に不可避的に伴う特徴として、行政職務行為の『極小化』<sup>ミニミマルク</sup>と臨機的性格とを示している。すなわち、職務行為は『経営』<sup>ベネトリア</sup>の性格をもつていなかった<sup>(9)</sup>」とは、マックス・ウェーバーの有名な言葉である。治安判事の職務行為に伴うこうした間歇的性格に加えて、職務上の明確な上下関係が認められぬ治安判



事団は、責任に対する当事者能力を欠いていたといつても過言ではない。要するに、女王の政府から見ると、治安判事制は安上りではあったが、非能率でしかも掌握が難しい代物であった。

けれども、女王の政府はこのような欠陥を不可避として諦観する訳には行かず、少なくとも対症療法だけは講じなければならなかった。その際にウィリアム・セシルらには治安判事団の規模拡大とそれに伴う構成員の質低下が治安判事制の機能を損う大きな原因と思われ、その規模縮少が幾度か試みられた。しかし、組織の縮少はいつでも容易でない上に、治安判事の選任がパトロネジに影響されたため、政府は必ずしも所期の目的を達成できなかった。<sup>(11)</sup>そこで政府は他の方法を併用せざるをえなかった訳であるが、他の方法とは少数の人物に特定業務を委ねることであり、パテント・ライセンスの利用もこの方法の一環と見做される要素を含んでいる。

エリザベス治世期におけるパテント・ライセンスは、従来女王のパトロネジの一部もしくは財源の一部として考察

される場合が多かった。実際、我々はこれらの言葉から経済活動における独占を、そして独占に対する庶民院の苦情を想起する。けれども、地方統治のコンテキストにおいて眺めると、これらは別の意味を帯びてくる。即ち、パテント・ライセンスの発給は、制定法・枢密院命令等の施行に際して示された治安判事の緩慢な反応に対する政府の対応策でもあった。例えば——スペインによるイギリス侵攻の可能性が高まるにつれて、戦略上重要な道路・橋梁・港湾等の補修が緊急課題となる。けれども、そうしたものの補修が一州の日常生活にとっても必要とは限らない。つまり、全国的視野を欠く四季法廷が、そうしたものの補修に必要な資金調達に快く応ずるとは限らないのである。そのような場合、特定人物に資金調達あるいは工事請負を認めるパテント・ライセンスの発給は、しばしば四季法廷を迂回する恰好の方便となった。資金調達を認めたもの、工事請負を認めたもの、犯罪の摘発を認めたもの、穀物輸出禁止法施行時に穀物の例外的輸出を認めたもの等、パテント・ライセンスは多種多様であるが、いずれも直接・間接に治

安判事の業務と関連し、取得者の態度如何によっては彼に大きな利益をもたらしたことが共通点として指摘される。<sup>(12)</sup>

ところで、ノーフォークでこうした類いのパテント・ライセンスを獲得したのは、自己の権力と富の拡大につながるそれらの利点を素早く察知した治安判事である。他方、ある治安判事はパテント・ライセンス取得者が国王大権を悪用して横領を働き、州、コミュニティの犠牲の上に私益を貪っている<sup>(13)</sup>と憤り、ある治安判事はパテント・ライセンス取得者が四季法廷の権威・権限を脅かしはせぬかと心配した。いずれにしても、ノーフォークの少なからぬ治安判事が同州におけるパテント・ライセンス取得者と対立したのである。

パテント・ライセンス取得者と彼らに反発する治安判事との最初の衝突は、ケンブリッジ・サフォーク・ノーフォークの三州にまたがる道路補修を認めたパテントをアーサー・ヘヴニングラムが獲得した一五八一年に生じた。この時ナサニエル・ベイコン等の支援のもとにヘヴニングラムの隣人エドワード・フラワデューが、彼の活動を阻止せんとして立

ち上った。当然ながら両者の対立は四季法廷を中心に展開された。実際に資金徴集の任務に携わるコンスタブルが、就任宣誓通り四季法廷の令状なくしては容易に動くようとはなかったため、ヘヴニングラムは結局四季法廷を無視出来なかった<sup>(14)</sup>。他方、州コミュニティの利害を代弁するフラワデューにとっては、四季法廷こそ州コミュニティの世論を集しうる場であり、<sup>(15)</sup>また州コミュニティの利益に反する活動を合法的に阻止もしくは停滞させうる場であった<sup>(16)</sup>。

一五八二に入ると事態を有利に導くため、両者はそれぞれの人脉を通じて治安判事団を味方で固めようと奔走する。先ずヘヴニングラムの働きかけが効を奏した。同年フラワデューは治安判事を罷免され、代ってヘヴニングラムに同調する三名が新たに任命された。治安判事任命書の記載序列にも変化が生じ、ヘヴニングラムの友人でありライセンス取得者のウィリアム・ヘイドンはベイコンより上位に記載され、同じくヘヴニングラムの友人トマス・ファーマは従来より一三段上げられ、他方、ベイコンの友人トマス・バームは従来より一〇段下げられた。しかし翌年にはフラワ

デューの画策が効を奏し、ヘヴニングラムはシェリフの任期が終了しても治安判事に再任されなかった。この結果に激怒したヘヴニングラムは、四季法廷へ向う途中のフラワデューを待ち伏せて彼を負傷させるや、そのまま四季法廷へ直行し、平然と旧同僚間に着席したといわれる。その後の経緯は判然としないが、結局ヘヴニングラムが強引に彼の経費見積額を承認させることに成功した模様である。<sup>(17)</sup>

一五八〇年代初期にノーフォクのジェントリーはパテント・ライセンスをめぐって対立するに至り、アーサー・ヘヴニングラム、クリストファー・ヘイドン、ウイリアム・ヘイドン、トマス・シドニー等のパテント・ライセンス取得者(便宜上彼らをヘヴニングラム派とする)は権力・富の拡大手段としてこれらを歓迎し、他方、ナサニエル・ベイコン、エドワード・フラワデュー、フランシス・ウインダム等(便宜上彼らを反ヘヴニングラム派とする)は不正行為を伴いまた州コミュニティの利益を損うものとしてパテント・ライセンス取得者の活動を批難した。<sup>(18)</sup>

一五八〇年代後半以降反ヘヴニングラム派の活動はエスカ

レイトするが、その契機となったのは一五八五年の統監任命であったらしい。<sup>(19)</sup>

ヘンリー八世時代に設置されて以来、統監職は緊急事態に対処することを目的としており、緊急事態の解消とともに任務が終了した。<sup>(20)</sup> 次第に任期が長期化する傾向にあったとはいえ、一五八五年迄統監は臨時職としての性格を本質的に具えていた。ところが、スペイン侵攻に備えて一五八五年イングランド・ウエイルズの全州に任命された統監は、死亡するかもしくは後任者と交代する迄在職した。統監は一五八五年を境に恒久職の性格を顕著に示し始めたのである。<sup>(21)</sup>

枢密院議官クリストファー・ハットンにノーサンプトンシャーの統監を命じた一五八六年の任命書によると、<sup>(22)</sup> 同任命書に明示された統監の任務は軍事的色彩が強い。けれども統監の任務は、これに尽きるものではなく、財政・宗教・経済と、地方統治のほぼ全領域に及んだ。<sup>(23)</sup> 更に、多くの場合統監には貴族が任命され、枢密院議官による兼任も少なくなかった。<sup>(24)</sup> つまり、権限・任命された人々の身分及び

枢密院との密接な提携の故に、統監は州統治機構において事実上最高位を占めたのである。

統監制（及び統監代理制）の性格変化により、統監（及び統監代理）が四季法廷の権限を侵食する可能性は従来とは比較にならぬ程強くなった。特にノーフォークでは多分に州コミュニティの利害に冷淡な人物が統監及び統監代理に起用された事情により、反ヘヴニングム派はこの点を強く意識した模様である。

統監制の持つこの可能性に気付いた時、反ヘヴニングム派は地方統治におけるパテント・ライセンスの活用も同様に四季法廷の権限を脅かすことを明瞭に意識し、パテント・ライセンス取得者への反感を一層募らせたといわれる。実際のところ、ヘヴニングム及びヘイドンは新たに獲得したパテント・ライセンスの施行に統監代理の立場を利用したから、統監職の性格変化が反ヘヴニングム派のパテント・ライセンス取得者に対する反感を募らせる契機となったとしても不思議ではない。ヘヴニングム派と反ヘヴニングム派は四季法廷においてしばしば衝突を繰り返し、この過程

で問題の本質が徐々に明確となり、反ヘヴニングム派は関心を個々のパテント・ライセンス取得者の行為からパテント・ライセンスの妥当性そのものへ向け始める。両派の対立は次第に国制論争の相貌を帯び始めたのである。<sup>(26)</sup> 九〇年代に入ると州の軍事負担問題をめぐって対立のイデオロギー化はより鮮明となり、やがてノーフォークのジエントリーは、地方統治における国王大権の積極的活用の是非そのものを争点として賛成派と反対派に分極化したといわれる。<sup>(27)</sup>

以上、ノーフォーク公トマス・ハーワードの死後に生じたジエントリーの内訌の一端に触れてきた。次に、このような彼らの対立・反目がノーフォーク州の治安判事団構成に与えたインパクトを検討したい。

端的に数字で示すことにしよう。例えば、一五七八年から一六〇三年の間に間に八二名が治安判事に任命されているが、彼らのうち少なくとも三六名の任命がジエントリー間の内訌と結び付いていたといわれる。そして、これら八二名中六四名が一六〇三年迄に少なくとも一度は解任を経験しているが、これら六四名中一八名の解任が州におけるジ

エントリーの反目・対立に基因していたようである。<sup>(28)</sup>次に時期を例えば一五八〇年代から九〇年代に絞ってみると、一五八八年代から九三年の間に二五名が新たに治安判事として起用されているが、彼らのうち少なくとも一六名の起用がジェントリーの内訌と関連していたらしい。<sup>(29)</sup>更に別の方面に彼らの対立の影響を探るならば、ノーフォーク公の死後治安判事団の規模が拡大傾向にある事実が指摘される。<sup>(30)</sup>

我々はノーフォーク州を例に取り、エリザベス治世期における地方政治の一面に触れつつ、地方政治が治安判事の任免に影響する様を眺めてきた。ノーフォーク州をサンプルに選んだのは文献上の制約にもよるが、若干の積極的な理由にもよる。即ちノーフォーク州が、ノーフォーク公という大貴族が絶大な権力を行使した時期と、多数の有力ジェントリが政治主導権をめぐって内訌を展開した時期を経験している、換言すると両極端な政治状況を一州で体現しているからである。ノーフォーク州における治安判事の任免が対照的な政治状況から同じく影響を受けていた事実から、我々は、治安判事の任免はいずれの州においても多かれ少なか

れその州の政治状況によって左右されていたと推測してよいであろう。

註

- (1) 一六世紀のノーフォーク州全般については、N. Williams, *Thomas Howard, Fourth Duke of Norfolk*, London, 1964, pp. 65-75; Smith, *County and Court*, pp. 3-20; R. W. Ketton-Cremer, *Norfolk in the Civil War*, pp. 17-30; W. G. Hoskins, *The Age of Plunder: The England of Henry VIII, 1500-1547*, London, 1976, pp. 32-4 et passim; P. Ramsey, *Tudor Economic Problems*, London, 1963, pp. 40-4 et passim等を参照。これらの中で N. Williams, op. cit., pp. 65-75 が一番よくまとめた叙述となっている。

*Victoria County History of Norfolk* は刊行が遅れており現在のところ余り役に立たず、これに代るものとしては F. Blomefield & C. Parkin, *An Essay towards a Topographical History of the County of Norfolk*, 11 vols., 1805-10 が挙げられる。私はこれを今回は利用できなかったが、他日ナサニエル・ベイコンについてまとめようと考えているので、その時は参照するつもりである。

なお、ノリッジは救貧行政史上少なからぬ意義を有する都市であるが、この点については E. M. Leonard, *The Early*

*History of English Poor Relief*, Cambridge, 1900 及び J. Pound, *Poverty and Vagrancy in Tudor England*, London, 1971 が参考となる。

(2) 第四代ノーフォーク公トマス・ハワードの詳細については、N. Williams, op. cit. 及び大野真弓「エリザベス朝の一貴族——第四代ノーフォーク公トマス・ハワード」『国学院雑誌』七七一三、一九六〇。同「イギリス絶対主義の権力構造」一九七七に収録されている) 参照。

(3) N. Williams, op. cit., p. 78; Smith, *County and Court*, pp. 32-3.

ニコラス・ズイコン及びロバート・ダッドリーもノーフォーク州の治安判事任命に影響を及ぼしたが、彼らの影響力はノーフォーク公のそれとは比較にならなかった。詳細は、Smith, *County and Court*, p. 33 参照。

(4) M. Bateson (ed.) 'A Collection of Original Letters from the Bishops to the Privy Council, 1564', *Camden Miscellany*, XI, 1895, pp. 58-9.

四名とは、トマス・ラブル、トマス・ティンドル、エドマン・ド・ボウプレイ、トマス・ギボンを指すが、彼らのうち、ラブルとギボンはカトリック教徒の疑いで解任された前歴を持つ。

Smith, 'The Elizabethan Gentry of Norfolk', p. 116.

(5) Smith, *County and Court*, pp. 34-5.

(6) Smith, *County and Court*, pp. 33-4.

エリザベス治世期の治安判事(後)

なお、シェリフ選任・庶民院議員選出におけるノーフォーク公の影響力については、大野前掲論文参照。

(7) ロンドン塔からノーフォーク公を救出しようとする計画が露見する一五七〇年七月迄ジェントリー間に大きな対立のあったことを示す証拠は全く見当らない。Smith, 'The Elizabethan Gentry of Norfolk', p. 117.

(8) 私は未見であるが、今井宏「イギリス革命研究の問題点」(柴田三千雄・松浦高嶺編『近代イギリス史の再検討』一九七二収録)によると、J. H. ヘクスターが L. Stone, *The Crisis of the Aristocracy, 1665* に対する長文の書評 (J. H. Hexter, 'The English Aristocracy, Its Crisis and the English Revolution', *Journal of British Studies*, VIII, 1, 1968) において、このコミュニケーション・ルートの問題を詳細に論じている。

(9) M. ウェーバー著・世良晃志郎訳『支配の社会学』一九六〇年、二六九頁。

(10) 記録保管官には特別の権限が与えられており、しかも概ね有力者が任命されたから、治安判事団におけるヒエラルキーの存在を全面的には否定できない。けれども、彼を他の治安判事の上級者と見做すには困難を覚える。W. Lambard, *Fire-narcha: Or of the Office of Justice of Peace*, reprint of 1581 edn., 1970, pp. 295-300 参照。

(11) 治安判事団の規模が拡大する傾向にあったことについては

J. H. Gleason, *The Justices of the Peace in England, 1558-1640*, Oxford, 1969; J. R. S. Phillips (ed. & comp.), *The Justices of the Peace in Wales and Monmouthshire, 1541-1689*, Cardiff, 1975 参照。

(12) 以上『Smith, *County and Court*, pp. 116-24, 229 以下を基

(13) Smith, *County and Court*, p. 206, 230.

(14) コンスタブルの就任宣誓については M. Dalton, *The Country Justice, Containing the Practice of the Justice of the Peace out of Their Sessions*, reprint of 1622 edn., 1972, p. 331 参照。

四季法廷の令状がなければコンスタブルが仲々活動しないう傾向にあったのは、勿論彼らが遵法精神に富んでいたからではない。当時の社会においては、治安判事が対立している場合、そのようにするのが彼らにとって唯一の安全な行動であった。この点について P. Laslett, *The World we have lost*, 2nd edn., London, 1971, pp. 23-54 が有益な平説を与えてくれる。

(15) それ故、四季法廷は「小議会」と呼ばれる場合がある。G. E. Mingay, *The Gentry: The Rise and Fall of a Ruling Class*, London, 1976, p. 49.

(16) 以上『Smith, *County and Court*, pp. 230-2. 以下を基

(17) 以上『Smith, *County and Court*, pp. 232-4. 以下を基

く。

(18) アーサー・ケヴィンガムの家系・経歴・経済状態・人脈等については『Smith, *County and Court*, p. 69, 157-9, 182, 194 参照。ケイトン家の家系・経済状態及びクリストファーとウィリアムの経歴については『Smith, *County and Court*, p. 90, 163-4, 207, 242, 288-9, 303; Gleason, op. cit., p. 146, 148 参照。トマス・シムニーについては『Smith, *County and Court*, p. 150 参照。

ナサニエル・ケイトンの家系・経済状態・経歴・人脈等については『Smith, *County and Court*, p. 69, 167-78, 288; A. Simpson, *The Wealth of the Gentry, 1540-1660: East Anglian Studies*, Chicago, 1961, pp. 91-8; F. W. Brooks (ed.), 'Supplementary Stiffkey Papers', *Camden 3rd Ser.*, LII, 1936, v-xviii. 参照。ヘズフォード・フレッドローの家系・経済状態・経歴・人脈等については『Smith, *County and Court*, p. 66, 192; Gleason, p. 148; DNB (Edward Flowerdew) 参照。フランシス・ヴァンダムの家系・経済状態・経歴・人脈等については『Smith, *County and Court*, pp. 175-7, 230; Gleason, op. cit., p. 148; DNB (Francis Wyndham) 参照。

なお、後に反ケヴィンガム派に加わったコーデー家については『Smith, *County and Court*, p. 56, 63, 67, 177-80, 189, 287-8; Gleason, op. cit., p. 148; DNB (Thomas Gawdy, Francis

Gawdy) 参照。

これらの人々について敢えて図式化を試みると——ヘヴニンガム派は概ね経済的に困窮状態にあり、コミュニティの利害に冷淡であるのに対して、反ヘヴニンガム派は概ね経済的に豊かで、婚姻関係で結ばれており、ピューリタニズム及びコモンローとの係わりが深い。

(19) Smith, *County and Court*, pp. 241-2, 245-7.

(20) エリザベス治世期における統監の制度面全般については、大野真弓「イギリス絶対主義の軍制——統監(ロード・レフテナント)考——」(『横浜市立大学論叢』二二の一、一九七〇。同『イギリス絶対主義の権力構造』に収録されている)参照。

実態に一步踏み込んだ統監研究としては、L. Boynton, *The Elizabethan Militia, 1558-1638*, London, 1967 参照。

(21) G. S. Thomson, *Lords Lieutenants in the Sixteenth Century: A Study in Tudor Local Administration*, London, 1932, p. 59.

あらゆる種類の官職任命書は開封勅書登録簿に登録されるのが建前であったが、統監についてこの建前通りのことが行なわれるに至ったのが一五八五年であった事実は、政府の統監職に対する姿勢が同年を境に変化したことを示す傍証となる。

J. S. Sainty, 'Lieutenants of Counties, 1585-1642', *Bulletin of the Institute of Historical Research*, Special Supplement No. 8, 1970, p. 1.

エリザベス治世期の治安判事(後)

(22) Thomson, op. cit., pp. 153-6 (大野氏による邦訳がある。大野前掲論文)。

(23) 詳細は、大野前掲論文参照。

(24) 大野前掲論文及び Sainty, op. cit., pp. 10-40 参照。

(25) 一五八五年ノーフォーク・サフォーク州の統監に任命されたのはエリザベス女王と従兄妹の関係にあったハンズドン男爵ヘンリー・ケアリーである。彼は長年北部要塞の司令官を勤め、加えてイースト・アングリアに所領を持たなかったため、ノーフォーク州の事情には疎かった。また、彼は正直で卒直な人物であった反面、短気で粗野な人物として知られていた。L. Stone, 'Office under Queen Elizabeth: The Case of Lord Hunsdon and the Lord Chamberlainship in 1585', *Historical Journal*, X, 2, 1967; E. P. Cheyney, *A History of England from the Defeat of the Armada to the Death of Elizabeth*, I, New York, 1914, pp. 19-22 参照。

最初彼の統監代理に選ばれたのはウィリアム・ヘイドン、エドワード・クレア、トマス・ニヴィットであるが、ニヴィットがヘイドン及びクレアと対立するや(ニヴィットはバイコンと友人)、彼に代ってアーサー・ヘヴニンガムが起用された Smith, *County and Court*, p. 242-3

エドワード・クレア及び「Smith, *County and Court*, p. 32, 35, 160, 162, 242, 316; Gleason, op. cit., pp. 148-9 参照。トマス・ニヴィット及び「Smith, *County*



*and Court*, pp. 173-5; Gleason, op. cit., p. 151 参照。

(26) 対立が国制論争の相貌を帯びたとするハッセル・スミスの指摘を疑問視する研究者もいるが(J. S. Morrill, *The Revolt of the Provinces*, p. 29) この点については今後の研究に期待した。

(27) 詳細は Smith, *County and Court*, pp. 245-7, 247-76, 277-305, 333 参照。

(28) Smith, 'The Elizabethan Gentry of Norfolk', pp. 329-30.

(29) Smith, *County and Court*, pp. 310-11.

(30) Smith, *County and Court*, Appendix I 参照。

### 第三章 エリザベス治世期の治安判事団

——J・H・グリーソンの研究を中心に——

エリザベス治世期の治安判事に関する研究及びエリザベス治世期に関する著名な通史から判断する限り、同治世期における治安判事団の実態研究は一九五〇年代半ばに至る迄未開拓の分野であったといつて大過ない。この時期に至る迄、治安判事団の実態に言及した記述は、概ね制度上の建前を実態そのものとして示すか、断片的・偶然的史料から

得られた結論を性急に一般化するかのいずれかであった。<sup>(1)</sup>

私の知る限り、エリザベス治世期における治安判事団の本格的な分析は一九五五年に発表されたJ・H・グリーソンの論文、即ちエリザベスの即位により生じたアングリカニズムへの国教転換が治安判事団の構成に影響を及ぼしたか否かを取り上げた彼の「治安判事団の構成員、一五五四年——一五六四年」に始まる。<sup>(2)</sup>その後同治世期の治安判事団を扱った研究が幾つか現われたが、<sup>(3)</sup>それらの中で最も我々の興味を引くのは、一九六九年に公刊されたグリーソンの『イングランドの治安判事——一五五八年——一六四〇年』であろう。一五五八年から一六四〇年迄の治安判事団を分析した同書は、同時期における治安判事団の一般的性格を明らかにすることを目指しており、このような意図を有する現在唯一の文献である。従つて、エリザベス治世期における治安判事団に関心を持つ我々は、先づ同書を検討しなければならない。

各州へ送達された治安判事任命書から各州の治安判事名は一目瞭然のはずであるが、遺憾なことに少なくとも一六

・七世紀に関する限り、治安判事任命書のオリジナルで現存するものは極く僅かにすぎない。任命・解任の生ずる度毎に、留任者のステイタスに変更の生ずる度毎に治安判事任命書が交付されることになっており、事実驚く程頻繁に交付された。このため治安判事任命書の法的効力は概して短かく、新しいものが交付されると旧いものは忽ち一片の羊皮紙と化し、他の用途に供されて消滅する傾向にあった。<sup>(4)</sup>つまり、治安判事任命書のオリジナルから治安判事団員を知ることが好運に恵まれた場合にのみ可能なものであり、通常我々は開封勅書登録簿あるいは政府高官の業務用に作製された治安判事名簿 (*libri pacis*) 等の、複数の史料を用いて治安判事団を知る他ない。<sup>(5)</sup>

ところでグリースンによると、開封勅書登録簿と治安判事名簿を利用するならば、一五六二年、一五八四年、一六〇八年、一六二六年及び一六三六年についてはかなりの州の治安判事団が明らかになる。それ故、彼はロンドン近郊地域からケント、イースト・アングリアからはノーフォーク、中部地域からはノーサンプトンシャー、西部地域から

エリザベス治世期の治安判事(後)

はサマセット、北部地域からはヨークシャーのイースト・ライディングを、それにウェイルズ地域を考慮して、イングランドの一部ではあるが同地域の影響が種々の面で顕著に認められるウースターシャーをサンプルに選ぶことにより地理的偏向を避け、前記五つの時期における六州の治安判事約一八〇〇名を分析の対象とする(但し、ケント、ノーフォーク、ノーサンプトンシャー及びウースターシャーについては一五五九年の、ノース・ライディングについては一五六一年の治安判事が一部含まれている)。彼はこれら約一八〇〇名の治安判事について没年・タイトル・居住地・学歴・親子関係・親戚関係・議員経歴の有無及び「必要員」か否か等を調べ、可能な場合には家系をも辿った後、<sup>(6)</sup>これらの資料に基づいて約八〇年間における治安判事団の性格を明らかにしようとする。

グリースンの結論及び彼の資料を私が整理した結果必然的に導き出される結論の主なもの挙げると、次の通りである(我々は政策の実際の際の担当者の問題としてしているので、以下の結論も主に実務グループに係わるものである)。

- (1) 大学に学んだ経験を有する者の治安判事団に占める割合は増大の傾向にある。<sup>(7)</sup>
- (2) 法学院に学んだ経験を有する者の治安判事団に占める割合は決して小さくなく、しかも増大の傾向にある。<sup>(8)</sup>
- (3) 議員の経験を有する者の治安判事団に占める割合は大きく、しかもほぼ一定しており、各時期の平均は四〇～五〇パーセントに達する。<sup>(9)</sup>
- (4) 治安判事団に占める「必要員」の割合は大きく、しかも増大の傾向にある。<sup>(10)</sup>
- (5) 治安判事団の規模は拡大する傾向にある(表Iの治安判事総数及び実務グループの項参照)<sup>(11)</sup>。
- (6) 治安判事の任命・解任に際して、信仰そのものが決定的要因となることは稀であった。<sup>(12)</sup>
- (7) 治安判事に任命された者は、通常死亡する迄その職に在った。<sup>(13)</sup>
- (8) 治安判事職は極めて頻繁に息子に継承された。特に有力ジェントリーの場合、治安判事職は殆ど世襲である。<sup>(14)</sup>
- (9) (最後に治安判事団の社会構成に若干触れておきたが、その前に彼の分析方法についての説明が必要と思われる。  
彼は約一八〇〇名の治安判事を先ず高官グループと実務グループに大別し、次に実務グループを「官廷」「教会」「法律」「商業」「ジェントリー」のカテゴリに分類し、各カテゴリの実務グループに占める割合を出し、政策実施者の社会的性格を明らかにしようとする。彼によると、「官廷」は中小官廷人を、「教会」は聖職者(主教は除外)・教会行政関係者及び教会法の専門家を、「法律」は法廷弁護士資格を有する者を、「商業」は大規模な商業に従事する者及びその息子を指す。そして「ジェントリー」とは、実務グループから「官廷」「教会」「法律」「商業」を差し引いた残りを指す。<sup>(15)</sup>このようにして彼が作成した表より読み取られる事柄で興味深いものを、次に若干挙げる)<sup>(16)</sup>

(a) 「教会」の実務グループに占める割合はエリザベス治世期ではいずれの時期・州においても二パーセント内と極めて小さいが、初期ステュアート朝期ではかなり大きく、平均一〇パーセント、州によっては二〇パーセントに達するところも見受けられる。

(b) 「法律」の実務グループに占める割合はいずれの時期・州においてもほぼ一定しており、約二〇パーセント前後である。

(c) 「商業」の実務グループに占める割合はいずれの時期においても一〇パーセント内の州が多い。

(d) 「ジェントリー」の実務グループに占める割合はいずれの時期・州においても五〇パーセント以上、州によっては約八〇パーセントに達するところもある。

『イングランドの治安判事、一五五八年—一六四〇年』は一六・七世紀の治安判事団に関する最初の包括的な実証研究であり、更に彼の提示する資料が六州の社会分析にとっても貴重である点<sup>(17)</sup>、評価に値する研究であろう。しかし

——若干ながら彼の結論のあるものには、少なくともエリザベス治世期に関する限り、検討の余地が残されているように思われる。彼は、治安判事職は終身的性格が濃厚であり、また有力ジェントリーの場合治安判事職は殆ど世襲であったと主張し、治安判事団の連続性・安定性を我々に強く印象づけている。しかしながら、政府による治安判事団縮少の試み及びジェントリー間の対立がパトロネジを通じて治安判事選任に影響する様を眺めてきた我々は、むしろ逆の印象を抱いている。それ故、この二点について更に検討を加えてみたい。

最初に、一度治安判事に任命された者は普通死亡する迄在職したという彼の見解を吟味してみよう。大学に学んだ経験を有する者、あるいは法学院に学んだ経験を有する者等の治安判事団に占める割合が問題とされる場合と異なり、個々の治安判事の任期が中断されたか否かが問題とされる場合、サンプルに選ばれた時期と時期との間隔が頗る重要な意味を帯びてくる。グリーソンは一五六二年、一五八四年、一六〇八年、一六二六年、一六三六年をサンプル

とした点について、二二年、一九年、二三年、一〇年の隔りはこの問題を考察する上で障害とはならぬと考へてい<sup>(18)</sup>る。しかし、これは取りも直さず、治安判事職が終身的性格を濃厚に有していたとの見解に立つことに他ならず、検討を要するのは正にこの点のほゞである。

また、彼は上記六州の治安判事について、一五六二年と一五八四年、一五八四年と一六〇八年、一六〇八年と一六二六年、一六二六年と一六三六年の両時期に在職していた者\*印で示し、\*印の羅列の与える漠然とした印象を論拠とするのみで、\*印の治安判事団に占める割合を示していない。彼の資料について、取り敢えず一五六二年と一五八四年の両時期に在職した者(実務グループ)の割合を集計して示すと——ノーフォークは一三パーセント、ノーサンプトンシャーは二六パーセント、サマセットは一八パーセント、ウースターシャーは一六パーセント、ノース・ライディングは二九パーセントとなる<sup>(19)</sup>。けれども、これらの数字は、たまたま両時期に治安判事であった者の割合を表わしているにすぎず、治安判事が長期に渡って在職したこと

を表わすわけではなく、ましてや治安判事職の終身性を表わす指標とはならない。

ここで我々はグリーソンを離れ、サンプルとする時期と時期との間隔が少なくとも数年内に押えられており、加えて多数のサンプルに基づき一州の治安判事団が分析されている個別研究に目を転じてみよう。

先ずA・ハッセル・スミスに依拠してノーフォークを例に取ると、この州では一五五八年から一六〇三年の間に一四九名が治安判事(実務グループ)に任命されているが、彼らの中約五〇パーセントの七五名が解任を経験している。

しかも、一度ならず二度、三度解任の苦汁をなめた者が少なからず見受けられる<sup>(20)</sup>。次にA・D・ウォールに依拠してウィルトシャーを例に取ると、この州では一五九〇年から一六〇二年の間に一一三名が治安判事(実務グループ)に任命されているが、約三三パーセントが解任を経験している<sup>(21)</sup>。しかも両州とも、死亡時点より遙か以前に解任され、その後再任されなかった者が少なからず見受けられる<sup>(22)</sup>。

更に、J・R・S・フィリップスによって編纂された治安

判事リスト『ウエイルズとマンマスシャーの治安判事、一五四一年——一六八九年』に基づいてマンマスシャーの場合を眺めてみる。サンプルとしてエリザベス治世期の一五五八——九年、一五六一年、一五七三——四年、一五七七年、一五七八年、一五七九年、一五八二年、一五八四年、一五九〇——一年、一五九二——三年、一五九四年、一五九六年、一五九七年、一五九八年、一五九九年、一六〇〇年、一六〇一年、一六〇二年を選び、これらの時期に在職した者（実務グループ）の合計を出すと、少なくとも九六名の名前が確認できる。次にこれら九六名について、上記の時期における解任経験の有無を調べると、少なくとも三〇余名が一度は解任されている事実が判明する。<sup>(23)</sup>

最後に、上記三州の治安判事（実務グループ）について解任を経験せずに済んだ者に焦点を合わせて検討すると、在職期間が生涯の一時期に限られていた者が少なくなかった事実が判明する。<sup>(24)</sup>

以上から、治安判事職の終身性を主張するグリースンの根拠が充分でないこと、及び彼の主張そのものが再検討を

要することが明らかになったと思われる。

次に、治安判事職は極めて頻繁に息子に継承された、特に有力ジェントリーの場合治安判事職は殆ど世襲であったというグリースンの見解を吟味してみよう。彼は一五六二年、一五八四年、一六〇八年、一六二六年、一六三六年における上記六州の治安判事について、親子関係が認められる場合それをS印で表示している。しかし、ここでもグリースンはS印を付けるだけで、それらを集計はしていない。いまそれらの一部を実務グループについて集計すると次の通りとなる。

ノーサンプトンシャーの場合、上記五時期の治判事団に一二四家族が名を連ねている（但し、一五五九年の治安判事団に登場するものが若干含まれる）。これら一二四家族中エリザベスとチャールズ一世治世期に三世代あるいは四世代に渡り治安判事を出したと推測されるのが六家族、二世代に渡り治安判事を出したと推測されるのが二三家族であり双方の合計は二九家族（二三パーセント）となる。<sup>(25)</sup> ウィスターシャーの場合、上記五時期の治安判事団に九五家

族が名を連ねている(但し、一五五九年の治安判事団に登場するものが若干含まれる)。これら九五家族中、エリザベス・チャールズ一世治世期間に三世代あるいは四世代に渡り治安判事を出したと推測されるのが三家族、二世代に渡り治安判事を出したと推測されるのが一七家族であり、双方の合計は二〇家族(二一パーセント)となる。<sup>(26)</sup>ノース・ライディングの場合、上記五時期の治安判事団に一二〇家族が名を連ねている(但し、一五六一年の治安判事団に登場するものが若干含まれる)。これら一二〇家族中、エリザベス・チャールズ一世治世期間に三世代あるいは四世代に渡り治安判事を出したと推測されるのが六家族、二世代に渡り治安判事を出したと推測されるのが一〇家族であり、双方の合計は一六家族(一三パーセント)となる。<sup>(27)</sup>

けれども、これらの数字から治安判事職は極めて頻繁に息子に継承された、特に有力ジェントリーの場合は殆ど世襲であったと断定はできない。なぜならば、サンプルに選ばれた時期と時期との間隔が余りにも長すぎるため、(1)実態が反映されていない恐れがあり、(2)グリースンは世襲と

いう言葉を文字通りの意味に用いているにも拘わらず、父の死後間もなく息子が治安判事に選任されたか否かが、彼の資料自体からは明らかでないからである。従って、ここでも我々はやはり個別研究に目を転じなければならぬ。

ハッセル・スミスによると、ノーフォークの場合、エリザベス治世期に一一四家族が治安判事を出しているが(高官グループに属する治安判事を出した家族が若干含まれる)、これら一一四家族についてその後の動向を探ると、一六家族が三世代に渡り治安判事を出し、四四家族が二世代に渡り治安判事を出している。<sup>(28)</sup>次にエリザベス治世期に限定して状況を眺めると、この四〇年間に二三家族において息子が父の後を継いでいるが、父の死後間もなく息子が任命された家族は九家族で、残り一四家族の場合息子が任命される迄に六・三二年が経過している。<sup>(29)</sup>文字通りの世襲はウィルトシャーにおいても決して多くなかったことが、一五六一年から一六二七年迄の同州を検討したウォールによって指摘されている。<sup>(30)</sup>

次に、これら二州の治安判事(実務グループ)について

一体何才位で初めて任命されたのかという点を検討してみると、エリザベス治世期におけるノーフォークの場合平均年齢は三五〜六才であり、エリザベス・ジェームズ一世治世期におけるウィルトシャーの場合はもう少し高く、約四〇才位であった<sup>(34)</sup>。これらの数字及び前工業社会に関するP・ラズレットの指摘する事実、即ち当時の社会においては三〇才以下の男子は一人前とは見做されていなかったらしい事実から<sup>(35)</sup>、エリザベス治世期におけるいずれの州においても三〇才以下の治安判事（実務グループ）は例外的であり、従って、たとえ息子が父を継いで任命された場合でも、一般にその間かなりの時間が経過していたと推測される。

以上から、治安判事職は極めて頻繁に息子に継承された、特に有力ジェントリーの場合治安判事職は殆ど世襲であったと主張するグリーソンの根拠が脆弱なこと、及び彼の主張そのものが再検討を要することが明らかになったと思われる。

我々は治安判事団に関するグリーソンの見解を二点において吟味してきたが、その過程で目についたのは、治安判

事団の安定性・連続性よりも、むしろその流動性・非連続性であった。エリザベス治世期の治安判事団は一般に「いつも満員ではあるが、絶えず乗客の入れ替るバスあるいは絶えず宿泊客の入れ替るホテル」<sup>(36)</sup>の観を呈していた可能性が強いと思われる。

無給の名望家職たる治安判治は、喩えてみれば「生身の官僚」である。治安判事に伴うこの属性は、私益・私恨等に起因する反目・対立を絶えず四季法廷に生ぜしめた。そして、このような反目・対立はパトロネジを通じて宮廷へ吸い上げられ、やがて治安判事の任免に影響を及ぼした。他方、エリザベス女王の政府はウィリアム・セシルが中心となり、治安判事団の縮小に並々ならぬ熱意を示した。つまり、エリザベス治世期の治安判事は、少なくとも二つの解任の脅威に挾撃されつつその地位を維持しなければならなかったのである<sup>(37)</sup>。しかもその場合、有力ジェントリーが他のジェントリーよりも有利な立場に在ったとは必ずしもいえない。なぜならば、ジェントリー間に広汎な対立の生じた場合、有力ジェントリーこそがその渦中の真只中に巻



き込まれ、従つて最も解任の危険に晒されたとの推測も可能だからである。

註

- (一) 今世紀に限つて主なる列挙をめぐり C. A. Beard, *The Office of Justice of the Peace in England: In Its Origin and Development*, New York, 1904; S. & B. Webb, *The Parish and the County (English Local Government, I)*, London, 1906; W. S. Holdsworth, *A History of English Law, I & IV*, London, 1922&1924; E. P. Cheyney, *A History of England from the Defeat of the Armada to the Death of Elizabeth, II*, New York, 1926; A. L. Rowse, *The England of Elizabeth: The Structure of Society*, London, 1950.
- (二) J. H. Gleason, 'The Personnel of the Commission of the Peace, 1554-1564', *Huntington Library Quarterly*, XVII, 1955.
- (三) 未公刊のものも含めて私が参照したものは、A. H. Smith, 'The Elizabethan Gentry of Norfolk: Office-Holding and Faction', London University PhD thesis; do., 'The Personnel of the Commission of the Peace, 1554-1564', *Huntington Library Quarterly*, XX, 1959; R. B. Manning, 'Catholics and Local Office Holding in Elizabethan Sussex', *Bulletin of the Institute of Historical Research*, XXVI, 1962 (同書は do., *Religion and Society in Elizabethan Sussex*, Leicester, 1969 にも収録); 同書の一三章の一節を改訂する: A. D. Wall, 'The Wiltshire Commission of the Peace, 1590-1620', Melbourne University MA thesis, 1966; A. H. Smith, *County and Court*; 一五四一年から一六八九年迄のウァヘンレス・トランスパーの治安判事トマス J. R. S. Phillips (ed. & comp.), *The Justice of the Peace in Wales and Monmouthshire, 1541-1689* 及び J. H. Gleason, *The Justices of the Peace in England, 1558-1640* 参照。
- (四) T. G. Barnes & A. H. Smith, 'Justices of the Peace from 1558 to 1668-A Revised List of Sources', *Bulletin of the Institute of Historical Research*, XXXII, 1959, p. 224; Phillips (ed. & comp.), op. cit., xiii-xiv.
- (五) 他は利用可能な史料の詳細については Barnes & Smith, op. cit. 参照。
- (六) この部分が同書の約半分を占める。
- (七) Gleason, op. cit., pp. 16-7, Appendix A~F を集計した結果得らるる結論。彼の資料を集計するに次のようにする。

表I 大学に学んだ経験を有する者

1562

	総計		実務グループ	
Kent	56	5 (9%)	44	1 (2%)
Norfolk	24	3(13%)	17	1 (6%)
Northants.	29	7(24%)	17	1 (6%)
Somerset	40	4(10%)	31	1 (3%)
Worces.	28	4(14%)	19	1 (5%)
N. Riding	35	5(14%)	17	2(12%)

1584

	総計		実務グループ	
Kent	76	16(21%)	61	10(16%)
Norfolk	47	23(45%)	36	15(41%)
Northants.	43	13(30%)	30	5(17%)
Somerset	49	14(29%)	39	6(15%)
Worces.	52	13(25%)	39	6(15%)
N. Riding	63	26(41%)	44	17(39%)

1608

	総計		実務グループ	
Kent	110	46(42%)	97	39(40%)
Norfolk	59	34(57%)	52	31(60%)
Northants.	53	15(28%)	37	7(19%)
Somerset	57	20(35%)	45	16(36%)
Worces.	45	11(24%)	34	7(21%)
N. Riding	62	35(56%)	48	27(56%)

1626

	総計		実務グループ	
Kent	97	61(63%)	59	37(63%)
Norfolk	65	34(52%)	51	27(53%)
Northants.	113	56(49%)	89	41(46%)
Somerset	56	30(54%)	40	20(50%)
Worces.	41	25(61%)	29	15(52%)
N. Riding	52	31(60%)	34	20(59%)

1636

	総計		実務グループ	
Kent	85	59(69%)	63	43(68%)
Norfolk	62	44(70%)	52	35(67%)
Northants.	57	42(74%)	39	28(72%)
Somerset	63	37(59%)	51	28(55%)
Worces.	35	20(57%)	22	11(50%)
N. Riding	54	29(54%)	39	19(47%)

J. H. Gleason, *The Justices of the Peace in England, 1558-1640*, pp.16-7; Appendix A~F をもとに作成

(8) Ibid. を集計した結果得られる結論。彼の資料を集計すると次のようになる。

表II 法学院に学んだ経験を有する者

1562

	総 計		実務グループ	
Kent	56	18(32%)	44	14(32%)
Norfolk	64	9(38%)	17	5(29%)
Northants.	29	11(38%)	17	5(29%)
Somerset	40	14(35%)	31	10(32%)
Worces.	28	8(29%)	19	5(26%)
N. Riding	35	8(23%)	17	5(29%)

1584

	総 計		実務グループ	
Kent	76	29(38%)	61	22(34%)
Norfolk	47	25(53%)	36	19(53%)
Northants.	29	11(38%)	17	15(29%)
Somerset	49	24(49%)	39	19(44%)
Worces.	52	24(46%)	39	19(44%)
N. Riding	63	28(44%)	44	23(52%)

1608

	総 計		実務グループ	
Kent	110	54(49%)	97	48(49%)
Norfolk	59	38(64%)	52	34(65%)
Northants.	53	27(51%)	37	26(70%)
Somerset	57	36(63%)	45	30(67%)
Worces.	45	25(56%)	34	19(56%)
N. Riding	62	36(58%)	48	28(58%)

1626

	総 計		実務グループ	
Kent	97	39(40%)	59	29(49%)
Norfolk	65	34(52%)	51	27(53%)
Northants.	113	48(43%)	89	37(42%)
Somerset	56	27(48%)	40	21(52%)
Worces.	41	24(59%)	29	17(58%)
N. Riding	52	31(59%)	34	23(67%)

1636

	総 計		実務グループ	
Kent	85	55(65%)	63	47(75%)
Norfolk	62	37(59%)	52	32(62%)
Northants.	57	29(51%)	39	22(56%)
Somerset	63	40(64%)	51	33(65%)
Worces.	35	15(43%)	22	9(41%)
N. Riding	54	36(67%)	39	29(74%)

J. H. Gleason, *The Justices of the Peace in England, 1558-1640*, pp. 16-7; Appendix A~F をもとに作成

法学院への進学者が増加する傾向にあったことは、法学院に関する本格的な研究 W. R. Prest, *The Inns of Court under Elizabeth I and the Early Stuarts, 1590-1640*, London,

1972により確認されている。差し当り同書の六頁参照。エリザベス治世期における治安判事と議員の関係を論じたも

のとしては、大野真弓「官僚・議員・治安判事——イギリス絶対主義の特性——」(『国学院雑誌』七五—三、一九七四。同『イギリス絶対主義の権力構造』に収録されている)がある。なお、議員経験者の割合については大野氏が前掲論文において、やはりグリーンスンの資料に基づく表を掲げておられるのでここでは割愛する。

(10) Ibid. を集計した結果得られる結論。

「必要員」増加の原因及びエリザベス治世期の治安判事団に占める「必要員」の割合は、第一章で示した。

(11) なお、一六世後期—一七世紀前期におけるウィルトシャーの増加状況については Wall, op. cit., pp. 3-9、ウェイルズとマンマシャーの増加状況については Phillips (ed. & comp.) op. cit. 参照。

(12) Gleason, op. cit., p. 69.

(13) Gleason, op. cit., p. 57.

(14) Ibid.

(15) Gleason, op. cit., p. 46.

通常のジェントリーの理解に従うと、実務グループ「ジェントリー」と見做し、次に異なるカテゴリーの並置を避けるため「ジェントリー」を「宮廷」「教会」「法律」「商業」「土地」と分類するところであろう。

(16) Gleason, op. cit., p. 49.

(17) 事実、P. Clark, *English Provincial Society from*

エリザベス治世期の治安判事(後)

*The Reformation to the Revolution: Religion, Politics and Society in Kent, 1500-1640*, Hassocks, 1977 を利用されている。

(18) Gleason, op. cit., p. 5.

(19) Gleason, op. cit., Appendix B-H より算出。但し、ケントの場合一五八四年については印が付されているので、算出できない。

(20) Smith, *County and Court*, p. 75.

なお、'The Elizabethan Gentry of Norfolk' では一四九名が一四五名、七五名が六四名となっている。Smith, 'The Elizabethan Gentry of Norfolk', p. 59 参照。

(21) Wall, op. cit., p. 9.

(22) Smith, *County and Court*, Appendix II; Wall, op. cit., Appendix 参照。

(23) Phillips (ed. & comp.), op. cit., pp. 344-50 を利用し、先ず既述の一六の時期に治安判事(実務グループ)であった者の氏名をカードに取り、次に彼らの各自につき上記一六の各時期に治安判事であったか否かをチェックし、その結果を一覧表にまとめた。表の一部分を例示すると次のようになる。

なお、数字を「少なくとも九六名」「少なくとも三〇余名」と消極的にしか提示できないのは、同姓同名の人物について同一人物か否かの判定が難しく、これらの人物の多くを除外しているためである。

	1558 -9	1561	1563	1573 -4	1577	1578	1579	1582	1584	1590 -1	1592 -3	1594	1596	1597	1598	1599	1600	1601	1602
J. Vaughan	○																		
David Lewis	○	○	○	○	○	○	○												
Rich. Seaborne	○		○		○														
Roger Williams	○	○	○																
W. Herbert (of St. Julians)		○				○	○	○	○	○	○								
Chas. Somerset		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
J. Price			○				○	○											
Chris. Welsh				○	○	○	○	○											
H. Herbert				○	○	○	○			○	○	○	○	○	○				
Walter Jones					○	○	○												
J. Huband					○	○											○	○	
Jerome Corbet						○	○		○	○	○	○	○	○	○				
H. Morgan							○	○		○	○	○	○	○	○				
Walter Jones								○		○	○	○	○	○	○				
Ed. Kemeys (of Kemeys)										○	○	○			○	○	○	○	○
W. Baker (of Abergavenny)										○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
Nich. Herbert												○	○	○	○	○	○	○	○
W. Morgan (of Newport)																○	○	○	○
Rob. Hopton																○	○	○	○

- (24) Smith, *County and Court*, pp.54-5, 57, Appendix I & II; Wall, *op. cit.*, p. 16, Appendix 及び註(23)で作製方法を示した私の一覽表に基づへ。
- (25) Gleason, *op. cit.*, Appendix Cより算出。但し、二〇四世代間に高官グループに属する治安判事を出した家族が若干含まれている。
- (26) Gleason, *op. cit.*, Appendix Eより算出。但し、二〇四世代間に高官グループに属する治安判事を出した家族が若干含まれている。
- (27) Gleason, *op. cit.*, Appendix Fより算出。但し、二〇四世代間に高官グループに属する治安判事を出した家族が若干含まれている。
- (28) Gleason, *op. cit.*, p. 57.
- (29) Smith, *County and Court*, Appendix III.
- (30) 家族名ばかりでなく名前も掲げる。ナサニエル・ベイコン、ニコラス・ベイコン、トマス・ギボン、クリストファ・ヘイドン、ウィリアム・ヘイドン、フィリップ・ウッドハウス、ウィリアム・ウッドハウス、ヘンリー・イェルヴァトン、ウィリアム・イェルヴァトン。Smith, *County and Court*, p. 58.
- (31) *Ibid.*
- (32) Wall, *op. cit.*, pp. 24-32 参照。
- (33) エリザベス治世期に入ってから初めて任命されたと推定される二七名の平均年齢である。Smith, *County and Court*,

エリザベス治世期の治安判事(後)

index & Appendix I を利用して算出した。

- (34) Wall, *op. cit.*, p. 19.
- (35) P. Laslett, *The World we have lost*, p. 20.
- (36) ストーンの比喩を借用した。L. Stone. *The Crisis of the Aristocracy, 1558-1641*, pp. 38-9. 彼自身はこの比喩を、骨格そのものは変わらないが、骨格を構成する社会層間に大きな流動性があった当時の社会を表わすのに用いている。
- (37) 勿論、経済的・社会的要因も考慮しなければならないのであるが、いまは、治安判事制という限定された分野からの一般的要因のみを指摘するにとどめる。

おわりに

我々はエリザベス治世期の治安判事について考察し、最後に、当時の治安判事団には一般にかなりの流動性・非連続性が存在したであろうと結論するに至った。そこで、この結論の意味するところについてささやかな見通しを述べて小論の結びとしたい。

我々の結論はグリーンスンの論拠の脆弱さと三州の具体例に立脚しているにすぎない。従って、今後の研究によって修正を余儀なくされるかもしれない。この点は十分意識し

ておきたい。けれども——我々が例に挙げた州における治安判事の任免のみが中央の意図（治安判事団の縮小）と地方の政治状況による影響を受けたと考える根拠はなく、更に、当時の経済変動のジェントリーに及ぼした影響をも考慮するならば、右の結論は、少なくとも現時点においては必ずしも荒唐無稽ではなからう。

では、エリザベス治世期における治安判事団にかなりの流動性・非連続性が存在したとするならば、それはエリザベス女王の統治にどのような役割を果していたのであろうか。いろいろ考えられるが、差し当りはピューリタン革命を展望しつつ、提言として次のようにいっておきたい。女王及び女王政府の意図であったか否かは別に、それは体制の維持に貢献したであろう、と。なぜならば、治安判事団の構成員がかなり入れ代ることは、多数のジェントリーに治安判事となる機会を提供した、換言すると、エリザベス女王の意図したパトロネジ政策の効用を促進したことを意味するからである。この仮定は、ウォールの次のような指摘にヒントを得ている。彼はウィルトシャーにおける

エリザベス治世期の治安判事団とジェイムズ一世治世期の治安判事団を比較し、前者によりも後者に安定性・連続性が認められるとの結論に達している。<sup>(1)</sup>もしウィルトシャーに関するウォールの指摘が他の州についても認められるならば、それは我々の先の仮定を裏側から立証してくれると同時に、初期ステュアート朝期における「宮廷」と「地方」の間の緊張を高めた一因もしくは両者間の緊張の反映とも見做され、従って、初期ステュアート朝期に醸成された社会的緊張を説明する概念装置として今日広く採用されている割には必ずしも十分な実証を伴っていない「宮廷」対「地方」というシェーマに一つの具体的な根拠を与えてくれるであろう。

註

(1) A. D. Wall, 'The Wiltshire Commission of the Peace, 1590-1620', Melbourne University MA thesis, pp. 24-32 参照。